

# ふるさと納税について

ふるさと納税とは、個人の方が、任意の地方自治体に対して寄付することで、寄附金のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで、原則として、個人住民税から全額控除される制度です。

例

年収500万円の給与所得者(夫婦のみ)が、3万円を寄付すると、2,000円を除く28,000円が控除されます。

また、確定申告をする必要のない給与所得者がふるさと納税を行う場合に、確定申告を行わなくても、ふるさと納税についての寄付金控除を受けられる仕組みが「ふるさと納税ワンストップ特例」です。

誰でも受けられますか？

「ふるさと納税ワンストップ特例」を受けるには、下記の要件を満たす必要があります。

- ・確定申告をする必要のない給与所得者等である方
- ・単一年のうち、ふるさと納税を行う自治体の数が5以下である方
- ・確定申告を行っていない方
- ・特例申請書を提出している方

# 税控除の手続き方法

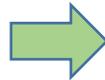
ふるさと納税による税の控除を受けるには、2つの方法があります。

## ■ その1 確定申告を行う場合

所得税の寄附金控除及び住民税の双方の寄附金税額控除の適用を受けようとする場合は、所得税の確定申告書の提出が必要です。確定申告書に寄附金採納証明書を添付し、所轄の税務署へ確定申告書を提出してください。

また、寄附金税額控除の控除対象寄附金として適用を受けようとする場合は、お住まいの市区町村へ（所得税の寄附金控除の適用を受けるために確定申告を提出する方は税務署へ）申告することにより、住民税の寄附金税額控除の適用を受けられます。

寄附金採納証明書を添付し、お住まいの地域を管轄する税務署へ確定申告を行う



- ・ふるさと納税をした年の所得税から控除
- ・ふるさと納税をした翌年に課される個人住民税から控除

## ■ その2 ふるさと納税ワンストップ特例を申請する場合

所得税の確定申告書を提出しない給与所得者又は年金所得者で、住民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする場合は、申請書（正本）に、記名及び押印のうえ、ふるさと納税先の地方団体（市町村）へ申請する必要があります。

ふるさと納税ワンストップ特例申請書（道府県民税・市町村民税 寄附金税額控除申告書）をふるさと納税先の地方自治体に提出する



- ・ふるさと納税をした翌年に課される個人住民税から所得税控除分を合わせて控除

## ふるさと納税ワンストップ特例について

### 手続き・必要書類

#### 1) 必要書類

- 「道府県民税・市町村民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書」 ※押印必須
- 「本人確認書類」

2) 提出期限 : 寄附金を支払った年の翌年の1月10日までです。

3) 提出先 : ふるさと納税先の市区町村へ申告してください。

### 申告時の本人ご負担について

申請に係るコピー料金、封筒・送料はご本人負担となります。

### 申告内容に変更があったときは

#### 1) 申請に必要な書類

- 「道府県民税・市町村民税 寄附金税額控除に係る申告特例事項変更届出書」 ※押印必須
- 「本人確認書類」

2) 提出期限 : 寄附金を支払った年の翌年の1月10日までです。

3) 提出先 : ふるさと納税先の市区町村へ申告してください。

音威子府村のふるさと納税ワンストップ  
特例申告先・お問合せ先

〒098-2501 北海道中川郡音威子府村字音威子府 444 番地 1  
音威子府村総務課総務財政室 ふるさと納税担当 ☎1656-5-3311

ふるさと納税ワンストップ特例申請は、郵送で受け付けています。

※特定個人情報の取扱いのため、FAX・メールでの申請は受付けておりません。

## ふるさと納税ワンストップ特例に係る本人確認書類について

### 本人確認書類とは・・・

寄附金税額控除に係る申告特例申請書に記載する住所、氏名、マイナンバーについての確認をするため、必ず添付していただく必要があります。また、マイナンバー法により取り扱い、ファクシミリ、メールでのお取り扱いはできません。

マイナンバーカード（1点）又は、通知カードと運転免許証（2点）などにより確認を行います。

